

取引規程意見募集資料

北海道電力ネットワーク株式会社
東北電力ネットワーク株式会社
東京電力パワーグリッド株式会社
中部電力パワーグリッド株式会社
北陸電力送配電株式会社
関西電力送配電株式会社
中国電力ネットワーク株式会社
四国電力送配電株式会社
九州電力送配電株式会社
沖縄電力株式会社

意見募集期間：10/23～11/6

■ 9 / 2 9 需給調整市場検討小委員会資料「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について」の承認に伴い以下の内容に関する取引規程の修正を実施予定。

- I. 余力活用契約を締結していない発電機が専用線を用いて参入する場合の記載
- II. D S Rが専用線を用いて参入する場合の記載
- III. 発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合の記載（実出力指令を出す場合の記載）

■ 三次調整力①の市場設計にあたり、よりよい市場設計に資するべく取引規程の修正案について広く意見募集を実施いたします（10 / 23～11 / 6）。取引規程を修正する条項は以下のとおり。

| | 修正箇所 | | |
|----------------------|------|----|-----|
| | I | II | III |
| 第2条 : 定義 | | ○ | |
| 第13条 : リソース等が満たすべき要件 | | ○ | ○ |
| 第22条 : 確認項目 | ○ | | ○ |
| 第24条 : 実働試験の実施方法 | ○ | ○ | ○ |
| 第26条 : 取引対象のΔkW | ○ | ○ | |
| 第34条 : 計画等の提出 | | ○ | ○ |
| 第35条 : 調整の実施の原則 | ○ | | ○ |
| 第39条 : アセスメント | ○ | ○ | ○ |

※上記以外に需給調整市場検討小委員会資料の承認に伴う修正とは別に、明確化等のために一部規程を修正した箇所あり

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程本則） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(定義) 第2条 次の用語は、本規程においてそれぞれ次の意味で使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(21) 1分基準値電力（直前計測型） 需要家リスト・パターン単位かつ1分ごとの需要実績値を属地エリアの託送供給等約款で定める損失率で修正した値の商品ブロック開始前5点平均値（キロワット）</p> <p>(省略)</p> | <p>(定義) 第2条 次の用語は、本規程においてそれぞれ次の意味で使用する。</p> <p>(中略)</p> <p>(21) 1分基準値電力（直前計測型） 簡易指令システムで接続する場合は、需要家リスト・パターン単位かつ1分ごとの需要実績値を属地エリアの託送供給等約款で定める損失率で修正した値の商品ブロック開始前5点平均値（キロワット）。 専用線オンラインで接続する場合は、需要家リスト・パターン単位かつ属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績値を属地エリアの託送供給等約款で定める損失率で修正した値の商品ブロック開始前5分間の平均値（キロワット）</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入が可能であると整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程本則） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(リソース等が満たすべき要件) 第13条 第12条（取引資格）に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>a 受信信号（調整実施指令信号） 提供期間においては、属地エリアの一般送配電事業者が送信するリソースの出力増減指令（接点信号）または出力調整指令（数値指令）を受信する。</p> <p>(省略)</p> | <p>(リソース等が満たすべき要件) 第13条 第12条（取引資格）に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>a 受信信号（調整実施指令信号） (a) 発電リソースの場合 提供期間においては、属地エリアの一般送配電事業者が送信するリソースの出力増減指令（接点信号）または出力調整指令（数値指令）を受信する。 (b) 需要リソースの場合 提供期間においては、属地エリアの一般送配電事業者が送信するリソースの出力変化量指令を受信する。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入が可能であると整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程本則） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(リソース等が満たすべき要件) 第13条 第12条（取引資格）に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>a 受信信号（調整実施指令信号） (a) 調整実施指令信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令を受信する。 (b) 調整実施指令変更信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令の変更を受信する。 (c) 調整実施取消信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令の取消を受信する。</p> <p>(省略)</p> | <p>(リソース等が満たすべき要件) 第13条 第12条（取引資格）に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>a 受信信号（調整実施指令信号） (a) 発電リソースの場合 i 調整実施指令信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指令（数値指令）または出力変化量指令を受信する。 ii 調整実施指令変更信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指令（数値指令）または出力変化量指令の変更を受信する。 iii 調整実施取消信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力調整指令（数値指令）または出力変化量指令の取消を受信する。 (b) 需要リソースの場合 i 調整実施指令信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令を受信する。 ii 調整実施指令変更信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令の変更を受信する。 iii 調整実施取消信号 属地エリアの一般送配電事業者から、リソースの出力変化量指令の取消を受信する。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程本則） | 変更後 |
|--|--|
| <p>(リソース等が満たすべき要件) 第13条 第12条（取引資格）に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 簡易指令システムを用いる場合 瞬時供出電力は、以下のとおりとする。 i 発電リソースの場合 三次調整力②のときは、補正計測電力から発電計画電力を差し引いた値とし、三次調整力①のときは、補正計測電力から1分発電計画電力を差し引いた値</p> <p>(省略)</p> | <p>(リソース等が満たすべき要件) 第13条 第12条（取引資格）に規定する取引資格のうち、リソース等が満たすべき要件は次の各号のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 簡易指令システムを用いる場合 瞬時供出電力は、以下のとおりとする。 i 発電リソースの場合 (i)出力調整指令を選択しているとき 補正計測電力 (ii)出力変化量指令を選択しているとき 三次調整力②のときは、補正計測電力から発電計画電力を差し引いた値とし、三次調整力①のときは、補正計測電力から1分発電計画電力を差し引いた値</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>（確認項目） 第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（4）応動時間・供出可能量 イ 第26条（取引対象のΔkW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。なお，専用線オンラインで接続するリソースに対して，EDC制御を行った場合（手動の指令値等でEDCを模擬する場合を含む）は，需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速度にもとづいてEDC演算周期において算定される指令値に対して，別表に定めるEDC目標時刻までに到達すること。</p> <p>（省略）</p> | <p>（確認項目） 第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（4）応動時間・供出可能量 イ 第26条（取引対象のΔkW）に規定する応動時間以内に供出可能量まで到達できること。なお，専用線オンラインで接続し，電源Ⅱ契約等を締結している発電機に対してEDC制御を行った場合（手動の指令値等でEDCを模擬する場合を含む）は，需給調整市場システムへデータ登録されたEDC変化速度にもとづいてEDC演算周期において算定される指令値に対して，別表に定めるEDC目標時刻までに到達すること。</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で余力活用契約を締結していない発電機が専用線を用いて参入する場合にEDC制御を介さず指令を発信すると整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>（確認項目） 第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>ニ 指令がない場合，または指令量をゼロとする指令が行われた場合は，1分発電計画電力計画，1分基準値電力計画（事前予測型），または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた応動をしていること。なお，第23条（性能データに関わる提出資料）にもとづいて確認を行う場合は，発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。</p> <p>（省略）</p> | <p>（確認項目） 第22条 第21条（性能確認）の確認項目は以下のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>ニ 指令がない場合，または指令量をゼロとする指令が行われた場合は，発電販売計画（簡易指令システムで接続し，出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る），1分発電計画電力計画，1分基準値電力計画（事前予測型），または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた応動をしていること。なお，第23条（性能データに関わる提出資料）にもとづいて確認を行う場合は，発電計画電力またはベースラインにもとづいた応動をしていること。</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理され、その際には専用線オンラインの発電機同様に1分発電計画の提出がなされないため、発電販売計画にもとづいて応動することを追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ホ) 取引会員は、簡易指令システムで接続する場合、実働試験対象時間において、1分発電計画電力を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。また試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>専用線オンラインで接続する場合、試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>(省略)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ホ) 取引会員は、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合、実働試験対象時間において、1分発電計画電力を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。また試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合、試験時間において、1分ごとの発電実績および応動実績を所定の様式にて、属地エリアの一般送配電事業者に提出する。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法は以下のとおりとする。</p> <p>a 簡易指令システムで接続する場合 試験時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち27点以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)c(b)で定める簡易指令システムを用いる場合の瞬時供出電力を指す。</p> <p>(省略)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ロ) 実働試験結果の評価における確認事項および判断方法は以下のとおりとする。</p> <p>a 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合 試験時間において、応動実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち27点以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。</p> <p>なお、応動実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)c(b) i (ii)で定める簡易指令システムを用い、出力変化量指令を選択する場合の瞬時供出電力を指す。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>（実働試験の実施方法） 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>また、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±供出可能量×10%</p> <p>(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－供出可能量×10%」から「変更後指令量＋供出可能量×10%」</p> <p>(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量＋供出可能量×10%」から「変更後指令量－供出可能量×10%」</p> <p>上式の指令量とは、簡易指令システムにて属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>（省略）</p> | <p>（実働試験の実施方法） 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>また、実働試験における応動実績の許容範囲は、指令値変更に伴い応動している時間を除く時間と、増加方向への指令値変更に伴い応動している時間、ならびに減少方向への指令値変更に伴い応動している時間のそれぞれについて以下のとおり算定する。</p> <p>(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±供出可能量×10%</p> <p>(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－供出可能量×10%」から「変更後指令量＋供出可能量×10%」</p> <p>(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量＋供出可能量×10%」から「変更後指令量－供出可能量×10%」</p> <p>上式の指令量とは、簡易指令システムを用い、出力変化量指令を選択する場合には、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>b 専用線オンラインで接続する場合 試験時間において、発電実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち27点以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。 なお、発電実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)c(a)で定める専用線オンラインを用いる場合の瞬時供出電力から算定した1分ごとの平均電力を指す。</p> <p>(省略)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>b 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合 試験時間において、発電実績が許容範囲内であることを1分ごとに確認し、評価は30分コマ単位に行い、計測点30点のうち27点以上が許容範囲内である場合に第26条（取引対象のΔkW）に定める要件に適合していると判断する。 なお、発電実績とは、取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)c(b) i (i)で定める簡易指令システムを用い、出力調整指令（数値指令）を選択する場合の瞬時供出電力、または取引規程（需給調整市場）第13条（リソース等が満たすべき要件）(2)ハ(ホ)c(a) iで定める専用線オンラインを用いる発電リソースの場合の瞬時供出電力から算定した1分ごとの平均電力を指す。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。また、併せてDSRの専用線による参入が可能と整理されたため、明確化のために発電リソースの場合であることを追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|---|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令値±供出可能量×10%</p> <p>(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値－供出可能量×10%」から「変更後指令値＋供出可能量×10%」</p> <p>(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値＋供出可能量×10%」から「変更後指令値－供出可能量×10%」</p> <p>上式の指令値とは、専用線オンラインにて属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。</p> <p>(省略)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(a) 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令値±供出可能量×10%</p> <p>(b) 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値－供出可能量×10%」から「変更後指令値＋供出可能量×10%」</p> <p>(c) 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値＋供出可能量×10%」から「変更後指令値－供出可能量×10%」</p> <p>上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次②） | 変更後 |
|--|--|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>上式の指令量とは、簡易指令システムの場合は属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいい、専用線オンラインの場合は属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）から発電計画電力を差し引いた値をいう（以下、「発電リソースの場合の指令量」という）。</p> <p>(省略)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合は属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいい、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインの場合は属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）から発電計画電力を差し引いた値をいう（以下、「発電リソースの場合の指令量」という）。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからE D C制御を行った場合（手動の指令値等でE D Cを模擬する場合を含む）は、別表に定めるE D C目標時刻までとし、E D C指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。ただし、E D C目標時刻がE D C演算周期よりも短いときは、「指令値変更に伴い応動している時間」は属地エリアの一般送配電事業者が指令を行ってからE D C演算周期が経過するまでの時間とすることとし、E D C演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。また、別表にE D C目標時刻について定めのないときは、「指令値変更に伴い応動している時間」は15分間とし、E D C演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。 (a)専用線オンラインで接続し、電源Ⅱ契約等を締結している場合で、E D C制御を行った場合（手動の指令値等でE D Cを模擬する場合を含む） 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表に定めるE D C目標時刻までとし、E D C指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。ただし、E D C目標時刻がE D C演算周期よりも短いときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してからE D C演算周期が経過するまでの時間とすることとし、E D C演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。また、別表にE D C目標時刻について定めのないときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とし、E D C演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で余力活用契約を締結していない発電機が専用線を用いて参入する場合にE D C制御を介さず指令を発信すると整理されたため場合分けして記載。また、応動している時間は指令を「送信」してからの時間をもとに決定するため、明確化のために修文。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(新規追加)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(b)専用線オンラインで接続し、電源Ⅱ契約等を締結していない場合または簡易指令システムで接続する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> i 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。 ii 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。 <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(新規追加)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(ハ) 電源Ⅱ契約等を締結していない場合、(ロ)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、以下のとおり扱う。</p> <p>a 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、試験時間の開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、試験時間の開始時刻から開始15分後までの指令値は発電計画電力とする。</p> <p>b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・三次調整力①では約定時間に入ってから指令を送信するため、実働試験開始15分後または約定時間開始15分後までの指令が存在しない期間がある。その時間帯の取扱いについて明確化のために追記。また第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため場合分けして両方のパターンについて記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ1分基準値電力（事前予測型）を提出する。直前計測型を選択している場合、試験開始時刻の5分前から、1分ごとの需要実績を、当該時間の終了時刻から3分以内に簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>(省略)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(二) 取引会員は、事前予測型を選択している場合、設定した試験開始時刻の60分前までに、所定の様式にて属地エリアの一般送配電事業者へ1分基準値電力（事前予測型）を提出する。簡易指令システムで接続し直前計測型を選択している場合、試験開始時刻の5分前から、1分ごとの需要実績を、当該時間の終了時刻から3分以内に簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。なお、専用線オンラインで接続し直前計測型を選択している場合、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績を専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入が可能であると整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>上式の指令量とは、簡易指令システムにて属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。なお、上記の「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(実働試験の実施方法) 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>(中略)</p> <p>上式の指令量とは、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>a 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。</p> <p>b 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。なお、上記a,bの「指令値変更に伴い応動している時間」が正分を除く時刻に開始および終了する場合は、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、当該開始時刻の直前の正分から当該終了時刻の直後の正分までとする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入が可能であると整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>（実働試験の実施方法） 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>（新規追加）</p> | <p>（実働試験の実施方法） 第24条 実働試験の実施方法は以下のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（ハ）電源Ⅱ契約等を締結していない場合、(ロ)に定める許容範囲の算定における指令量について、以下の通り扱う。 a 簡易指令システムで接続するときは、試験時間の開始時刻から開始15分後までの指令量はゼロとする。 b 専用線オンラインで接続するときは、試験時間内の初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・三次調整力①では約定時間に入ってから指令を送信するため、実働試験開始15分後または約定時間開始15分後までの指令が存在しない期間がある。その時間帯の取扱いについて明確化のために追記。また第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入が可能であると整理されたため場合分けして両方のパターンについて記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>(取引対象のΔkW) 第26条 本市場において取引されるΔkWは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 指令・制御 取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン（簡易指令システムを含む）で接続され、属地エリアの一般送配電事業者からの指令にもとづく制御が可能であること。 なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は数秒から数分とする。ただし、簡易指令システムを用いる場合は、当面の間、15分とする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(取引対象のΔkW) 第26条 本市場において取引されるΔkWは、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 指令・制御 取引会員のリソースは、属地エリアの一般送配電事業者とオンライン（簡易指令システムを含む）で接続され、属地エリアの一般送配電事業者からの指令にもとづく制御が可能であること。 なお、属地エリアの一般送配電事業者からの指令の間隔は数秒から数分とする。ただし、専用線オンラインを用いて電源Ⅱ契約等を締結していない発電機または需要家リスト・パターンへ指令を行う場合、および簡易指令システムを用いる場合は、当面の間、15分とする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入および余力活用契約を締結していない発電機が専用線を用いて参入することが可能であると整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>（入札方法等）</p> <p>第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している発電機または需要家リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、需要家リスト・パターン番号（需要リソースを用いる場合に限り）、約定希望ΔkW、約定可能な最低ΔkW（以下、「最小約定希望量」という）および30分あたりの単価を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>（中略）</p> <p>ただし、取引会員は、発電機または需要家リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望ΔkW、最小約定希望量を登録してはならない。また、同一商品ブロックにおいて、同一属地エリアにおける複数の需要家リスト・パターンを用いることはできない。</p> <p>（省略）</p> | <p>（入札方法等）</p> <p>第31条 取引会員は、第30条（入札受付時間）に定める入札受付時間内に、供出を希望する実需給日の商品ブロックごとに、あらかじめ需給調整市場システムに登録している発電機または需要家リスト・パターンを選択し、その電源等コード（取引会員で設定する電源等データを一意に識別するコード）、需要家リスト・パターン番号（需要リソースを用いる場合に限り）、約定希望ΔkW、約定可能な最低ΔkW（以下、「最小約定希望量」という）および30分あたりの単価を需給調整市場システムに登録する。</p> <p>（中略）</p> <p>ただし、取引会員は、発電機または需要家リスト・パターンの入札量上限を超える約定希望ΔkW、最小約定希望量を登録してはならない。また、同一の時間帯において、同一属地エリアにおける複数の需要家リスト・パターンを用いることはできない。（ただし、三次調整力①と三次調整力②のいずれにも入札できる需要家リスト・パターンと三次調整力②のみに供出可能な需要家リスト・パターンを一つずつ用いる場合を除く。）</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・意見募集時記載案の場合、異なる商品区分（三次調整力①、②）において、同一属地エリアにおける三次調整力①の複数の需要家リスト・パターンを用いることができるように読めるため、明確化のために修文。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|---|
| <p>(計画等の提出) 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。</p> <p>(1)約定したリソースが発電リソースの場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続する場合は、1分発電計画電力計画を、実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画を変更する場合は、実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する。ただし、再登録をする1分発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力から変更することはできないものとする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(計画等の提出) 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。</p> <p>(1)約定したリソースが発電リソースの場合、約定結果にもとづいた発電販売計画を電力広域的運営推進機関に提出し、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択した場合は、1分発電計画電力計画を、実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに登録する。登録後に1分発電計画電力計画を変更する場合は、実需給の開始時刻の1時間前までに需給調整市場システムに再登録する。ただし、再登録をする1分発電計画電力計画に含まれる30分コマのうち、開始時刻が再登録をする時刻から1時間未満の30分コマの1分発電計画電力は、すでに登録されている1分発電計画電力計画の当該30分コマの1分発電計画電力から変更することはできないものとする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。</p> <p>（中略）</p> <p>（イ）取引会員は、約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績（属地エリアの託送供給等約款で定める損失率で修正した値とする）を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>（省略）</p> | <p>（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。</p> <p>（中略）</p> <p>（イ）簡易指令システムで接続する場合、取引会員は、約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの1分ごとの需要実績（属地エリアの託送供給等約款で定める損失率で修正した値とする）を、簡易指令システムを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。専用線オンラインで接続する場合、取引会員は、約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの、属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績（属地エリアの託送供給等約款で定める損失率で修正した値とする）を、専用線オンラインを通じて属地エリアの一般送配電事業者へ送信する。</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入が可能であると整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。</p> <p>（中略）</p> <p>(ロ) 約定した需要リソースの1分基準値電力（直前計測型）は、1分ごとの需要実績の平均値とする。ただし、1分ごとの需要実績が送信されなかった場合は、送信された1分ごとの需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。</p> <p>（省略）</p> | <p>（計画等の提出） 第34条 第33条（約定の通知）で約定の通知を受領した取引会員は、約定の結果を反映した計画等を以下のとおり提出する。</p> <p>（中略）</p> <p>(ロ) 約定した需要リソースの1分基準値電力（直前計測型）は、約定した需要リソースの商品ブロックの開始時刻の5分前から開始時刻までの(イ)の需要実績の平均値とする。ただし、(イ)の需要実績が送信されなかった場合は、送信された(イ)の需要実績の平均値を1分基準値電力（直前計測型）とみなす。</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でD S Rの専用線による参入が可能であると整理され、専用線のD S Rについては送信周期を1分としていないので修文。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>（調整の実施の原則）</p> <p>第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>ハ 対象の時刻に対して15分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から15分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた運転を継続する（この場合、指令値はゼロとみなす）。</p> <p>（省略）</p> | <p>（調整の実施の原則）</p> <p>第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>ハ 対象の時刻に対して15分前までに指令がない場合は、対象の時刻の直前の時間に対する指令値に従った運転を継続する。ただし、提供期間の最初の30分コマの開始時刻から15分後を到達時刻とする指令が行われなかった場合は、発電販売計画（簡易指令システムで接続し、出力調整指令〔数値指令〕を選択するときに限る）、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画（事前予測型）、または1分基準値電力計画（直前計測型）にもとづいた運転を継続する（この場合、指令量はゼロとみなす）。</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理され、その際には専用線オンラインの発電機同様に1分発電計画の提出がなされないため、発電販売計画にもとづいて応動することを追記。また、1分発電計画電力計画、1分基準値電力計画にもとづいた運転を行なうのは出力変化量指令を行なうリソースのみであるので、明確化のために指令量に修文。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>（調整の実施の原則） 第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（2）専用線オンラインで指令を行う場合 別表に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとに、指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（LFCを除外している時間を除く）。</p> <p>（省略）</p> | <p>（調整の実施の原則） 第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>（2）専用線オンラインで指令を行う場合 イ 電源Ⅱ契約等を締結している発電機の場合 別表に定める属地エリアの一般送配電事業者のEDC指令周期ごとに、指令を行う。EDC・LFC信号を一括して送信する場合は、EDC・LFCそれぞれの演算結果を合算した指令とする（LFCを除外している時間を除く）。</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で余力活用契約を締結していない発電機が専用線を用いて参入する場合にEDC制御を介さず指令を発信すると整理されたため、場合分けして記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>（調整の実施の原則） 第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。</p> <p>（新規追加）</p> | <p>（調整の実施の原則） 第35条 ΔkW約定量にもとづく調整の実施は、属地エリアの一般送配電事業者からの指令により行われるものとし、指令方法は次のとおりとする。</p> <p>（中略）</p> <p>□ 電源Ⅱ契約等を締結していない発電機の場合、または需要家リスト・パターンを用いる場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分後を到達時刻とする指令を行う。指令の間隔は当面の間、15分とする。 なお、指令を出力増減指令（接点信号）により行う場合、属地エリアの一般送配電事業者が指令を作成するための目標値として用いた数値を第24条（実働試験の実施方法）および第39条（アセスメント）に定める指令値として扱うこととし、第24条（実働試験の実施方法）(1)□(□)および第39条（アセスメント）(3)に定める評価により第26条（取引対象のΔkW）に定める要件の不適合が判明したときは、取引会員の求めに応じ、事後的に属地エリアの一般送配電事業者から取引会員に対し所定の様式により、不適合となった30分コマの目標値を開示することとする。</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で余力活用契約を締結していない発電機が専用線を用いて参入する場合にE D C制御を介さず指令を発信すると整理されたため、場合分けして記載。また、出力増減指令（接点信号）についてはE D C制御を介する指令に関わらず実施されるため、同様に記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>（約定した発電機または需要家リスト・パターンの差替え） 第36条 取引会員が、約定した発電機または需要家リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の発電機または需要家リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の発電機を複数とすることは可能とするが、差替え後の需要家リスト・パターンは1パターンとする。</p> <p>（中略）</p> <p>□ 同一商品ブロックにおいて、同一属地エリアにおける複数の需要家リスト・パターンを用いること。</p> <p>（省略）</p> | <p>（約定した発電機または需要家リスト・パターンの差替え） 第36条 取引会員が、約定した発電機または需要家リスト・パターンの差替えを希望する場合、当該取引会員は、提供期間の開始時刻の1時間前までに差替え後の発電機または需要家リスト・パターンの情報を需給調整市場システムに再登録し、再登録後直ちに、第34条（計画等の提出）に準じて再登録後の計画等を提出または登録する。この場合、差替え後の発電機を複数とすることは可能とするが、差替え後の需要家リスト・パターンは1パターンとする。</p> <p>（中略）</p> <p>□ 同一の時間帯において、同一属地エリアにおける複数の需要家リスト・パターンを用いること。ただし、三次調整力①と三次調整力②のいずれにも入札できる需要家リスト・パターンと三次調整力②のみに供出可能な需要家リスト・パターンを一つずつ用いる場合を除く。</p> <p>（省略）</p> |

【改定理由】

・意見募集時記載案の場合、異なる商品区分（三次調整力①、②）において、同一属地エリアにおける三次調整力①の複数の需要家リスト・パターンを用いることができるように読めるため、明確化のために修文。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|---|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、$\Delta k W$約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび$\Delta k W$約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合 (イ) 発電リソースの場合 発電上限電力－発電計画電力－電源 I 契約等契約電力 (ロ) 需要リソースの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－電源 I 契約等契約電力 ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合 (イ) 発電リソースの場合 発電上限電力－発電計画電力－電源 I 契約等契約電力－控除$\Delta k W$約定量 (ロ) 需要リソースの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－電源 I 契約等契約電力－控除$\Delta k W$約定量</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、$\Delta k W$約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび$\Delta k W$約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 同一リソースが同一提供期間において複数約定していない場合 (イ) 発電リソースの場合 発電上限電力－発電計画電力－（電源 I 契約等契約電力－電源 I 需給バランス調整力契約電力） (ロ) 需要リソースの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－（電源 I 契約等契約電力－電源 I 需給バランス調整力契約電力） ロ 同一リソースが同一提供期間において複数約定している場合 (イ) 発電リソースの場合 発電上限電力－発電計画電力－（電源 I 契約等契約電力－電源 I 需給バランス調整力契約電力）－控除$\Delta k W$約定量 (ロ) 需要リソースの場合 合計基準値電力－合計需要抑制計画電力－（電源 I 契約等契約電力－電源 I 需給バランス調整力契約電力）－控除$\Delta k W$約定量</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・三次調整力②の際に電源 I 契約等契約電力については「電源 I 周波数調整力契約、電源 I 需給バランス調整力契約および電源 I 厳気象対応調整力契約における契約電力」と定義していたが、三次調整力①の広域調達が始まる際に、電源 I 需給バランス調整力契約の契約電力については供出可能量から差し引かない形となるため、電源 I 契約等契約電力の定義を変える方向で記載していた。しかし、事業者の誤認等を鑑みて電源 I 契約等契約電力の定義については記載を変更せず、供出可能量の式を変更したほうが誤認リスクを減らすことができることができると考え修文。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|---|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、$\Delta k W$約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび$\Delta k W$約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>上式の電源 I 契約等契約電力は、電源 I 周波数調整力契約および電源 I 厳気象対応調整力契約（以下、「電源 I 契約等」という）における契約電力（当該リソースが直接電源 I 契約等を締結している場合に限らず、当該リソースが電源 I 契約等を締結している他のリソースを代替している場合の代替供出分も含めるものとする）とし、控除$\Delta k W$約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の$\Delta k W$約定単価より$\Delta k W$約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と$\Delta k W$約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の$\Delta k W$約定量の合計値とする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、$\Delta k W$約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび$\Delta k W$約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>上式の電源 I 契約等契約電力は、電源 I 周波数調整力契約、電源 I 需給バランス調整力契約および電源 I 厳気象対応調整力契約（以下、「電源 I 契約等」という）における契約電力（当該リソースが直接電源 I 契約等を締結している場合に限らず、当該リソースが電源 I 契約等を締結している他のリソースを代替している場合の代替供出分も含めるものとする）とし、控除$\Delta k W$約定量とは、当該リソースにおいて評価対象の約定分の$\Delta k W$約定単価より$\Delta k W$約定単価が安い約定分、および評価対象の約定分と$\Delta k W$約定単価が同一かつ既に評価を行った約定分の$\Delta k W$約定量の合計値とする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・三次調整力②の際に電源 I 契約等契約電力については「電源 I 周波数調整力契約、電源 I 需給バランス調整力契約および電源 I 厳気象対応調整力契約における契約電力」と定義していたが、三次調整力①の広域調達が始まる際に、電源 I 需給バランス調整力契約の契約電力については供出可能量から差し引かない形となるため、電源 I 契約等契約電力の定義を変える方向で記載していた。しかし、事業者の誤認等を鑑みて電源 I 契約等契約電力の定義については記載を変更せず、供出可能量の式を変更したほうが誤認リスクを減らすことができることができると考え修文。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|---|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 発電リソースの場合 簡易指令システムで接続する場合で、1分発電計画電力計画が、未提出のときまたは電力広域的運営推進機関が定めるビジネスプロトコル標準規格に準拠しないとき</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>イ 発電リソースの場合 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合で、1分発電計画電力計画が、未提出のときまたは電力広域的運営推進機関が定めるビジネスプロトコル標準規格に準拠しないとき</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため明確化のために追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(D) 直前計測型を選択しているとき a 約定した商品ブロックの開始時刻（同一の需要家リスト・パターンが連続して約定している場合は、最初の商品ブロックの開始時刻とする）の5分前からの1分ごとの需要実績が計測点5点のうち1点も送信されなかった場合。 なお、1分ごとの需要実績が当該時間の終了時刻から3分以内に送信されなかった場合で、属地エリアの一般送配電事業者から求めがあった日の翌営業日までに所定の様式による通知が行われた場合には、送信されたものとする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(D) 直前計測型を選択しているとき a 簡易指令システムで接続する場合は、 約定した商品ブロックの開始時刻（同一の需要家リスト・パターンが連続して約定している場合は、最初の商品ブロックの開始時刻とする）の5分前からの1分ごとの需要実績が計測点5点のうち1点も送信されなかったとき、または専用線オンラインで接続する場合は、 約定した商品ブロックの開始前5分間（同一の需要家リスト・パターンが連続して約定している場合は、最初の商品ブロックの開始前5分間とする）における属地エリアの一般送配電事業者と調整した送信周期ごとの需要実績が1点も送信されなかったとき。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】
 ・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入が可能であると整理されたため追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>a 発電機の場合 (a) 簡易指令システムで接続するリソースの場合 i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±当該30分コマのΔkW約定量×10% ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 上式の指令量とは、簡易指令システムにて属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>a 発電機の場合 (a) 簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合 i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令量±当該30分コマのΔkW約定量×10% ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」 iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令量＋当該30分コマのΔkW約定量×10%」から「変更後指令量－当該30分コマのΔkW約定量×10%」 上式の指令量とは、簡易指令システムで接続し、出力変化量指令を選択する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値をいう。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため場合分けして記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、$\Delta k W$約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび$\Delta k W$約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 専用線オンラインで接続するリソースの場合 i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令値±当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10% ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値－当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10%」から「変更後指令値＋当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10%」 iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値＋当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10%」から「変更後指令値－当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10%」</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、$\Delta k W$約定量の供出が可能な状態に維持していることおよび$\Delta k W$約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合 i 指令値変更に伴い応動している時間を除く時間 指令値±当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10% ii 増加方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値－当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10%」から「変更後指令値＋当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10%」 iii 減少方向への指令値変更に伴い応動している時間 「変更前指令値＋当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10%」から「変更後指令値－当該30分コマの$\Delta k W$約定量×10%」</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため場合分けして記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>(アセスメント)</p> <p>第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>上式の指令値とは、専用線オンラインにて属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント)</p> <p>第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>上式の指令値とは、簡易指令システムで接続し、出力調整指令（数値指令）を選択する場合、または専用線オンラインで接続する場合に、属地エリアの一般送配電事業者が指令した指令値（発電端により指令を行っている場合は、属地エリアの一般送配電事業者との協議により定めた算出式により、発電端の指令値を送電端に換算した値とする）をいう。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため場合分けして記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(アセスメント)</p> <p>第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、EDC制御を行った場合、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、別表に定めるEDC目標時刻までとし、EDC指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント)</p> <p>第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>なお、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 専用線オンラインで接続し、電源Ⅱ契約等を締結している場合 <p>(i) EDC制御を行った場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから別表に定めるEDC目標時刻までとし、EDC指令周期で送信される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で余力活用契約を締結していない発電機が専用線を用いて参入する場合にEDC制御を介さず指令を発信すると整理されたため場合分けして記載。また、なお書き以降の文章が長くなるため段落番号をつけて整理。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|--|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>また、別表にEDC目標時刻について定めのないときは、「指令値変更に伴い応動している時間」は15分間とし、EDC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>また、別表にEDC目標時刻について定めのないときは、属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とし、EDC演算周期において算定される指令値が変更されるごとに許容範囲の算定を行うこととする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

- ・15分間の起点の記載が不明瞭であったため明確化のために追記。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>また、「指令値変更に伴い応動している時間」として扱う対象は、以下のとおりとする。</p> <p>(a) 専用線オンラインで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者が指令を送信してから15分間とする。</p> <p>(b) 簡易指令システムで接続する場合 属地エリアの一般送配電事業者から送信された指令値の到達時刻の直前の15分間とする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で余力活用契約を締結していない発電機が専用線を用いて参入する場合にE D C制御を介さず指令を発信すると整理されたため、簡易指令システムで指令する場合と併せて場合分けして記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(新規追加)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(ハ) 電源Ⅱ契約等を締結していない場合、(イ)に定める許容範囲の算定における指令量または指令値について、以下のとおり扱う。</p> <p>a 発電機の場合</p> <p>(a) 簡易指令システムで接続し出力変化量指令を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻（同一の発電機が連続して約定している場合は、最初の商品ブロックの開始時刻とする）から開始15分後までの指令量はゼロとする。簡易指令システムで接続し出力調整指令（数値指令）を選択するときは、約定した商品ブロックの開始時刻（同一の発電機が連続して約定している場合は、最初の商品ブロックの開始時刻とする）から開始15分後までの指令値は発電計画電力とする。</p> <p>(b) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロック（同一の発電機が連続して約定している場合は、最初の商品ブロックとする）の初回の指令値に対する変更前指令値は発電計画電力とする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・三次調整力①では約定時間に入ってから指令を送信するため、実働試験開始15分後または約定時間開始15分後までの指令が存在しない期間がある。その時間帯の取扱いについて明確化のために追記。また第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」で発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため場合分けして両方のパターンについて記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|--|---|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(新規追加)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>b 需要家リスト・パターンを用いる場合 (a) 簡易指令システムで接続するときは、約定した商品ブロックの開始時刻（同一の需要家リスト・パターンが連続して約定している場合は、最初の商品ブロックの開始時刻とする）から開始15分後までの指令量はゼロとする。 (b) 専用線オンラインで接続するときは、約定した商品ブロック（同一の需要家リスト・パターンが連続して約定している場合は、最初の商品ブロックとする）の初回の指令値に対する変更前指令量はゼロとする。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

・三次調整力①では約定時間に入ってから指令を送信するため、実働試験開始15分後または約定時間開始15分後までの指令が存在しない期間がある。その時間帯の取扱いについて明確化のために追記。また第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入が可能であると整理されたため場合分けして記載。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次①） | 変更後 |
|---|--|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) 発電機において、LFC機能を有していない場合、またはLFC機能をロックしている場合において、GF運転機能を使用する場合は、アセスメントⅡ実施時までに属地エリアの一般送配電事業者が当該発電機のGF運転機能の具備を確認した上で、GF成分を除去しアセスメントⅡを実施する。</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(5) LFC機能を有していない場合、またはLFC機能をロックしている場合において、GF運転機能を使用する場合は、アセスメントⅡ実施時までに属地エリアの一般送配電事業者が当該リソースのGF運転機能の具備を確認した上で、GF成分を除去しアセスメントⅡを実施する。</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

- ・GF運転機能と同等の機能を具備するDSRについても同様であるため、発電機と限定する記載を削除。

| 2020年9月1日～意見募集時（取引規程別冊三次②） | 変更後 |
|--|---|
| <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(イ) 専用線オンライン接続リソースの場合 a 発電リソースの場合 受信した瞬時供出電力から30分コマごとの平均値を算出し、その平均値から発電計画電力を差し引いた値 b 需要リソースの場合 受信した瞬時供出電力から30分コマごとの平均値を算出し、合計基準値電力からその平均値および合計需要抑制計画電力を差し引いた値 (ロ) 簡易指令システム接続リソースの場合 受信した瞬時供出電力を30分コマごとに平均した値</p> <p>(省略)</p> | <p>(アセスメント) 第39条 属地エリアの一般送配電事業者は、取引会員が、提供期間において、ΔkW約定量の供出が可能な状態に維持していることおよびΔkW約定量の範囲内で属地エリアの一般送配電事業者の指令に従い実際に調整していることを確認するため、次のとおり提供期間の30分コマごとにアセスメント（以下、「アセスメント」という）を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(イ) 専用線オンライン接続リソースの場合 a 発電リソースの場合 受信した瞬時供出電力から30分コマごとの平均値を算出し、その平均値から発電計画電力を差し引いた値 b 需要リソースの場合 受信した瞬時供出電力を30分コマごとに平均した値 (ロ) 簡易指令システム接続リソースの場合 a 発電リソースで出力調整指令（数値指令）を選択している場合 受信した瞬時供出電力から30分コマごとの平均値を算出し、その平均値から発電計画電力を差し引いた値 b 発電リソースで出力変化量指令を選択している場合または需要リソースの場合 受信した瞬時供出電力を30分コマごとに平均した値</p> <p>(省略)</p> |

【改定理由】

第19回需給調整市場検討小委員会 資料3「需給調整市場への参入に関する事業者からの問い合わせおよびこれまでの整理を踏まえた対応について（報告）」でDSRの専用線による参入が可能であると整理され、出力変化量指令とされたため修文。

また、発電機が簡易指令システムを用いて参入する場合、出力調整指令（数値指令）による参入も可能と整理されたため場合分けして両方のパターンについて記載。